

## 新浜倉庫群ミューラルアート制作業務 委託仕様書

### 1 件名

新浜倉庫群ミューラルアート制作業務

### 2 委託者

北九州市

### 3 事業概要

北九州市は、門司港レトロ地区の新たな観光コンテンツとするため、倉庫の壁面にアートを施す取り組みを行っています。

「海峡を楽しむまち『門司港レトロ』」のコンセプトの元、門司港レトロ中心地区から和布刈地区までの中間にある新浜倉庫群にアートを施すことで回遊性が高まるとともに、一層の観光客誘客が図られることを目的としています。

### 4 履行場所

#### (1) 住所

北九州市門司区東港町4番（門司メディカルセンター横）

#### (2) 対象壁面

サイズ：高さ：約 6.0m、幅：約 18m

### 5 業務内容

#### (1) 倉庫壁面アートの作成

##### ア 制作テーマ

「2 事業概要」の趣旨を理解した上で、関門の歴史や食、風景などから連想されるデザインとすること。

##### イ 制作方法

- ・「4 履行場所」で指定された倉庫壁面に直接描くこと。
- ・風雨に晒されることを考慮し、少なくとも5年程度の耐久性を有する方法によること。
- ・足場やステージ車等制作に必要な物品の調達を行うこと。

##### ウ 業務場所における安全確保

- ・業務は履行場所の倉庫壁面近くで行うこと。
- ・業務場所の周辺通行者の安全な通行環境を確保すること。
- ・その他作業や周辺の安全にかかる必要な措置をとること。
- ・事故等が発生した場合は速やかに委託者へ連絡すること。

#### (2) 業務完了報告書の提出

倉庫壁画アートの作成前、作成中及び完成後の写真が添付された報告書を提出すること。

### 6 履行期限

契約締結日から令和9年3月31日（水）

## 7 制作内容及び表現の遵守事項

制作内容及び表現は、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令に違反するもの又は違反するおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの
- (4) 政治性、宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人又は団体の名刺広告
- (7) 美観風致を害する恐れがあるもの
- (8) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (9) 営利を目的とする宣伝、またはそれらに類する内容を含むもの
- (10) 第三者の著作権、商標権、肖像権などを侵害するもの
- (11) 特定のキャラクターやタレントの権利に抵触する恐れのあるもの
- (12) 個人、企業、団体などを中傷したり、プライバシーを侵害したりするもの

## 8 成果品

- (1) 成果品 業務完了報告書 1部
- (2) 納品先 北九州市門司港レトロ課

## 9 成果品の権利関係について

成果品の著作権は、その納品と同時に受託者から委託者に譲渡される。

## 10 倉庫壁面アートの権利関係について

倉庫壁面アートに係る著作権は著作者に帰属する。ただし受託者はあらかじめ著作者から以下の事項について説明の上、同意を得るものとする。

- (1) 倉庫壁面アートの所有権は、当該壁面のある倉庫の所有者に帰属する。
- (2) 倉庫壁面アートの公開開始日及び公開終了日は、委託者が決定する。
- (3) 倉庫壁面アートの維持管理、修復、および落書き等による汚損を含めた撤去の判断は、委託者が行うものとし、著作者はこの決定に対して著作者人格権を行使しない。
- (4) 倉庫壁面アートは屋外の場所に恒常的に設置されるパブリックアートとして制作するものであり、著作者は、著作権法第46条に定める利用がされ得ることを理解し、これを前提として制作する。
- (5) 著作者は、委託者及び委託者が許諾する第三者は、観光振興、地域振興、文化振興、教育、広報その他これらに類する目的のため、倉庫壁面アートを撮影した写真、映像その他のデータを利用することができるものとし、著作者は当該利用について著作者人格権を行使しない。
- (6) 著作者は当該利用に伴い必要となるトリミング、色調補正、字幕付加、レイアウト変更その他軽微な編集を行うことを許諾する。
- (7) 倉庫壁画アートの対象となる倉庫がその所有者によって譲渡・解体されるなど倉庫壁

- 画アートの公開の継続が困難であると判断した場合は、公開を終了するものとする。
- (8) その他、倉庫壁画アートの撤去等の判断については、委託者が現地状況や社会情勢等を踏まえ決定する。

#### 10 その他

- (1) 委託料には塗料や足場の設置等の業務に必要となるすべての費用を含むこと。
- (2) 契約後においても、デザインや作業計画等について、委託者からの指示に従うこと。
- (3) 受託者は、国及び本市の関連法規等の内容も踏まえた上で、委託者と協議を行いながら本業務を実施すること。

別紙

<位置図、制作対象倉庫壁写真>

